

野菜の産地強化計画の策定について

1. 産地強化計画の趣旨

野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。

一方で、国産野菜の産地では、高齢化の進展、担い手の減少など産地基盤の脆弱化が進むとともに、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは依然高い傾向にある。

このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、将来においても安定的かつ継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者を核とした担い手の育成・確保を図るとともに、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化・高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図るための構造改革を引き続き推進することが重要である。

このため、各産地の特性や意向を踏まえ、安定的・継続的生産者を核とした担い手の育成・確保をはじめとする産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた構造改革を実施するための計画を策定することとする。

2. 産地強化計画の内容

(1) 産地の担い手の育成・確保の将来方向

(2) 当該産地における具体的な目標

産地において取組む戦略タイプを選択

ア 低コスト化タイプ

輸入野菜にコスト面でも対抗しうる産地とするための、生産・流通コストの削減等を目標とする更なる低コスト化の取組

イ 契約取引推進タイプ

実需者のニーズに応えつつ、安定した経営を確保するための、契約取引の継続・拡大等の取組

ウ 高付加価値化タイプ

消費者・実需者ニーズに対応して、品質、機能性、安全・安心、鮮度などの観点から差別化・付加価値化した野菜を供給する取組

(3) 目標を実現するための方策

(4) その他産地の構造改革に必要な事項

3. 対象となる野菜

指定野菜又は特定野菜を生産している産地は、可能な限り計画を策定するものとし、その他の野菜についても必要に応じて計画を策定する。

4. 産地の対象範囲

原則として、出荷単位を範囲とする。

5. 計画主体

産地をカバーする農業協同組合又は3戸以上の営農集団等とする。

6. 産地強化計画の対策期間

計画策定時から平成24年度までとする。

7. 産地強化計画の認定

計画主体は、策定した産地強化計画を県知事に提出し、認定を受ける。

県知事は、認定に当たり、あらかじめ地方農政局長に協議する。